

議案第20号

博多港国際ターミナル条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成26年2月17日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、博多港国際ターミナルの利用料金の上限額を改める必要があるによる。

博多港国際ターミナル条例の一部を改正する条例

博多港国際ターミナル条例（平成5年福岡市条例第1号）の一部を次のように改正する。
別表第1備考第1項及び別表第2備考中「100分の105」を「100分の108」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。